

# 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会 個人情報保護部会の会議概要

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例に基づき、以下の事項について審議するため、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会個人情報保護部会を開催しました。今回の会議は、公開の審議会として開催しています。会議の概要は、以下のとおり公表します。

■ 名 称 第8回滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会個人情報保護部会

■ 日 時 令和5年12月4日（月曜日）  
午前10時から12時10分まで

■ 場 所 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県庁本館会議室

■ 出席者 委 員：佐々木部会長、川嶋委員、川村委員、中委員、中島委員、野口委員、  
山仲委員（敬称略、五十音順）  
税政課：櫻井主幹、長谷川主査  
市町振興課：大伴参事、松村副主幹、苧坂主任主事  
DX推進課：橘主査  
県民情報室：青山室長、内田主査

## ■ 議題

### 1 特定個人情報保護評価の再実施に伴う評価書の第三者点検について(諮問)

税政課から県税賦課徴収事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について、諮問があり、資料1～5により説明を受け、審議した。  
審議の結果、評価書の記載内容について、適当であると認められた。

### 2 特定個人情報保護評価の再実施に伴う評価書の第三者点検について(諮問)

#### 滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案について(諮問)

市町振興課から住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について、諮問があり、資料住基A～Fにより説明を受け、審議した。  
審議の結果、評価書の記載内容について、適当であると認められた。  
また、市町振興課から、住民基本台帳法等の改正に伴い、滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正することについて、資料Gにより説明を受け、審議した。  
審議の結果、条例案について適当であると認められた。

■ 問合せ先 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（担当者 内田）

電 話 077-528-3121

FAX 077-528-4813